

第二回國會 衆議院 決算委員會會議錄 第二十八号

昭和二十三年七月四日(日曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 松原一彦君

理事 富田 昭君 理事 竹谷源太郎君

理事 中曾根康弘君

議員 陸三君 松本 一郎君

議員 齋藤君 花月 純誠君

議員 片島 港君 河合 義一君

議員 高津 正道君 前田 種男君

議員 戸叶 里子君 栗田 英男君

議員 櫻内 義雄君 山下 春江君

議員 田中 健吉君 早川 崇君

議員 木村 榮君

出席國務大臣 野澤 勝君

出席政府委員 新開出版用紙 成田勝四郎君

割当事務局長 大島 義晴君

農林事務次官 山添 利作君

農林事務官 松田 太郎君

商工事務官 委員外の出席者

議員 河野 金昇君

議員 馬場 秀夫君

議員 大久保忠文君

議員 博邦君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

議員 大久保忠文君

(内閣提出、参議院送付)(第二二〇号)

工業技術廳設置法案(内閣提出、参議院送付)(第二二二号)

引揚同胞対策審議会設置法案(河野金昇君外三十名提出)(第一五五号)

新開出版用紙割当事務廳設置法案(内閣提出)(第一三五五号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三三号)

商工省官制の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第二二〇号)

工業技術廳設置法案(内閣提出、参議院送付)(第二二二号)

引揚同胞対策審議会設置法案(河野金昇君外三十名提出)(第一五五号)

新開出版用紙割当事務廳設置法案(内閣提出)(第一三五五号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三三号)

商工省官制の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第二二〇号)

工業技術廳設置法案(内閣提出、参議院送付)(第二二二号)

引揚同胞対策審議会設置法案(河野金昇君外三十名提出)(第一五五号)

新開出版用紙割当事務廳設置法案(内閣提出)(第一三五五号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三三号)

商工省官制の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第二二〇号)

工業技術廳設置法案(内閣提出、参議院送付)(第二二二号)

引揚同胞対策審議会設置法案(河野金昇君外三十名提出)(第一五五号)

新開出版用紙割当事務廳設置法案(内閣提出)(第一三五五号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三三号)

商工省官制の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第二二〇号)

工業技術廳設置法案(内閣提出、参議院送付)(第二二二号)

引揚同胞対策審議会設置法案(河野金昇君外三十名提出)(第一五五号)

新開出版用紙割当事務廳設置法案(内閣提出)(第一三五五号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三三号)

商工省官制の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第二二〇号)

工業技術廳設置法案(内閣提出、参議院送付)(第二二二号)

引揚同胞対策審議会設置法案(河野金昇君外三十名提出)(第一五五号)

新開出版用紙割当事務廳設置法案(内閣提出)(第一三五五号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三三号)

商工省官制の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第二二〇号)

工業技術廳設置法案(内閣提出、参議院送付)(第二二二号)

引揚同胞対策審議会設置法案(河野金昇君外三十名提出)(第一五五号)

新開出版用紙割当事務廳設置法案(内閣提出)(第一三五五号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三三号)

商工省官制の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第二二〇号)

工業技術廳設置法案(内閣提出、参議院送付)(第二二二号)

引揚同胞対策審議会設置法案(河野金昇君外三十名提出)(第一五五号)

においてはこの委員を國會議員をもつて充てたいという意向が非常に強くありまして、副委員長などを参議院、衆議院からそれぞれ出すようなことを案文に盛りましたところが、関係方面の意向もあり、その後いろいろ相談の結果、本委員会の構成に國會議員は入らないことになったのであります。しかしこういう委員会をつくりましても、これを推進するものがないとなかなかうまくいかないと思つて、従つてこの委員会の外圍団体としては、引揚同胞議員連盟とか、あるいは特別委員会等が推進はいたしますけれども、ここに盛り込んでおるように、委員長並びに委員には國會議員は充てないことにしたのであります。しかもこれは執行機関ではありませんから、今日行政機構の整理などをしなければならぬときに、新しい委員会をつくるというふうなことは差控えなければならぬことだと思つて、しかし引揚同胞の問題を積極的に取扱うところが今ないのであります。従つて引揚が完了するまでは、どうしてもこの問題に専心するような委員会が一つくらいあつてもよいと思つて、総理大臣の監督下において、委員長は厚生大臣を充てる、各委員は、各省の次官、引揚援護局長官あるいは國務大臣が認める引揚者の代表、学識経験者等によつて十五名以内でつくるものであります。事務局には引揚援護の次長あたりを充てる、事務局も非常に小さく、数名の事務員を置く程度によつてやつていきたいと思つておるのであります。参議院の方でも本日委員会にかかることになつております。何とぞ本委員会におきまして、至急御審議の上御可決のほどをお願いしたいと思います。

○竹谷委員 一、二箇条にお伺いいたします。これは引揚同胞対策に関する公式の審議機関がないので、また民情反映のためにたいへん結構だと思つて、しかしながらこれはなるべく金をかけないように、また職員なんかも種々なようにしなければならぬと思つて、従つて事務局の職員は、厚生省その他の官吏が兼務をすればいいのであつて、特にこのために人件費は要らないと思つて、その点はどうか。またこれに関する予算の見込みがあれば、これを簡単に回答願いたい。

それから國會議員が委員の中にはいないというところは、私個人は賛成であります。なぜならば、國會議員は引揚同胞の対策に関する立法、予算等について、われわれの見解は十分表明できるのであるから、これはむしろその他の民間の人たちや、この引揚げに關するそれらの関係者があつて、十分意見を反映することによつて、いいので、國會議員がいらないと思つて、はきわめて安当なことだと思つて、以上事務局の職員の問題と、予算の問題をちよつとお伺いいたします。

○河野委員 竹谷君のおつしやる通り、これに予算が莫大にとられるものならば、私たち自身も反対をしたいと思つておるくらいであります。ほと

んど予算は要らないと思つて、従つて大蔵省その他の交渉はしておらないのであります。もし要るとすれば厚生省の方から事務員等を必要と置くような場合には、まわしていただくようなことができないと思つて、予算はほとんど要らないつもりで私たちがこの案をつくつたような次第であります。

○松原委員 お話りいたします。この案は各派共同提案のもので、時局下きわめて緊要にして國民の待望してやまない一大対策と考えますので、この際質疑並びに討論を省略して可決することに御異議ありませんか。

○木村(榮)委員 御趣旨はまことに、ごもつとも賛成であります。財政困難の折でございまして、金を使わぬといふこともむろん必要だと思つて、ありますが、一面金を使わぬといつても、こうした審議をこしらえて何もできないといふことでも、これは結局目的に副わないことであつて、組織法によつても明らかなように、審議会でもこういつたものでも予算上の措置を伴わなければならぬといふよりは、規定をしてございまして、相当な予算があつてもこれまた一向差支えないものだと思つて、事務局長とかいろいろものがございまして、そういう者の給料は今職務しておる方ももちよつて、ただ兼務といふことでもやつてしまつて、いろいろ報告書とか出版、宣傳あるいは側面的なことを積極的に行ふとすれば、いろいろな点でやることも

七月三日

商工省官制の一部を改正する法律案

第一類第十八号

決算委員會會議錄

第二十八号

昭和二十三年七月四日

第一類第十八号

決算委員會會議錄

第二十八号

昭和二十三年七月四日

第一類第十八号

決算委員會會議錄

第二十八号

昭和二十三年七月四日

第一類第十八号

決算委員會會議錄

第二十八号

昭和二十三年七月四日

第一類第十八号

決算委員會會議錄

第二十八号

昭和二十三年七月四日

第一類第十八号

決算委員會會議錄

第二十八号

昭和二十三年七月四日

第一類第十八号

決算委員會會議錄

第二十八号

昭和二十三年七月四日

第一類第十八号

わなければならぬと書いてある、それに正面から違反しておるのではないかと、いうお説もつともですが、ただ官廳をつくるには予算上の措置を伴わなければならぬというふうに國家行政組織法に書いたゆえんのもの、少し法律論になりませんが、これは予算と法律とは全然別個の問題である。予算に計上はしてないが、ある官廳をつくるという法律をつくることはあえて差支えないと思ひます。しかしある官廳の設置法ができた、しかしながら全然働くべき金は一文もない、こういうことでは、そういう國家官廳をつくつても全然無意義である。それでは意義がないから、予算を伴つて、その官廳が活動するといふような意味合からあの規定があるのであつて、これはやはり予算と併行してやれ、そうでないと予算と法律とは全然独立の原則によつて、予算はできたけれども法律がでない、あべこべに法律によつて官廳の設置法ができたが、予算が一文もなく活動がでない、というふうなことで、そういうことを救済するために特に國家行政組織法に法律案と予算案との独立原則を調整するための規定であつて、予算が特に審議會費としてつておるのでなければ審議會法案を出してはならないといふ趣旨のものでない、私は解釈しておるのです。これは解釈になると思ひますけれども、殊に今の場合はとりあえずは厚生省の役人が事務局の職員になる、また委員は各省の次官、その他の民間人としては引揚團體の代表者、これはおの／＼その團體等において給與を受けている、一應金は一文もなくてもやれる、こういうことであるので、この審議會法ができて予算措置

がないために何ら活動ができないという場合には該當しないから、従つて國家行政組織法の予算上の措置を伴わなければならぬという趣旨には反しない、私は解釈する。しかしながらこの審議會が十分の活動をするためには予算が必要になつてまいりましょう。従つてそういう場合には当然予算を提出する義務が政府にはできてくる、こゝう私は解釈するので。

○富田委員 私は今竹谷さんのお話は一應ごつともと思つておられる、やはり審議會をやるのには費用はかかるのだから何とかそこに百万円でも二百万円でもかかるものはかかるとして、何か方法があるならばおつけになつておいた方がよくないかと思つた。なぜかといふと、その中にはお金持があるかもしれない、引揚者團體の代表者といふものは必ずしも金持でないはずだ。しかも、今後こういうことは絶対になからうと思つても、例の引揚者團體のい／＼なことをやるために原簿代議士事件のような事件が起つてゐる。やはり審議會をやつて五十万円でも百万円でもかかるというなら、かかるような方法を考へて、予算がとれるものならどうつておくことが禍根を残さないいい方法ではないか。法律の解釈論はいろいろあるが、予算の要するものは出しておく方が素直なやり方であり、お互いにくいんじやないか。もし便宜的に考へますならば、引揚援護となる官廳は専門にあるのだから、その方から金を出したという方法が何かの方法を講じて、事前にそういう方法をはつきりしておく方が運用上いいのではないかと私は考へます。

○松原委員長 大宰総務課長に伺いますが、今さしあたりの運営は大して金のかからないもので、もしやるとすれば委員が委員の名をもつて出張した場合とか、あるいは材料を集める場合の調査の費用が要する程度のもので、これは予備費の中からでも請求すれば國會の意思によつてこの法案をつくつた以上、処理はできるものと思ひますが、いかがですか。

○大宰説明員 私もこの法案を承りまして十分検討する暇もありませんので、はたしてどの程度にこの審議會が調査をするのかというふうなことについて詳細承知してないのでございませぬが、これが設置されましたら御計画をお立てになりますか、その計画によつて必要な程度で財政当局と相談して研究するという方法で進むほかないのじやないか、かように考へております。

○松原委員長 この程度の御了解でひとつ御審議をお進め願ひたいと思ひます。

○木村(榮)委員 何遍も言うようですが、私の経験から申しますと、これは各省次官の方々、あとは民間の者はあまりタツチしないわけですが、こういう機関が個人的な数人の人の計画でやられて、おれがやつてやつたからこゝういふことになつたといふことになる危険性が今までもたくさんあるし、現にある。そうしますと、い／＼の就職とか更生対策、職業の斡旋といふようなことになると、い／＼個人的な事情で世話してやつた、だからお前はといつたやうなことに轉嫁して、一部の者がこれを非常にうまく利用していくやうなことになる危険性が多分にある。そこで今予算が組めないといふこ

とになれば、今政府の方からお話があつたやうに、申合せ事項でもいいんですから、必要な経費は引揚援護の方から適當な援助を受けるやうに処置するといつたやうなことを、この委員会において決議して出しておいた方がいい。そうでないといふやうなものは金がない。お前ら勝手にこしらえたのだからといふことになる、せつかくわれ／＼のたぐさんの同僚の方がお始めになつて出たものが、官廳の下請機関よりまだ悪い危険性が多分にある。そういう意味で決算委員会において決議した方がいい。かように考へます。

○松原委員長 木村君の心配せられまことは皆御同感だらうと思ひます。委員長が報告の際に、將來の経費については、引揚援護の方において、その途を講ずる、こういうことをば委員会の意思として報告の中に入れておくとして、これを討論を省略して可決することに御異議ありませんか。

○富田委員 それは委員長が報告するときにつけ加えていただくことはまことに結構ですが、今提出者の政府委員がおいでになつてゐるから、そこをはつきりしておいた方が將來のためによくはないですか。

○河野金昇君 この委員会をつくりましてこれからやつていく仕事は、ここに書いてありますやうに、引揚促進に關する留守家族、遺家族の援護等々のことをやつていくのであります。予算がどれだけ要するか、結局委員会ができてから、どういふ仕事をやつていくかといふことによつてきまつてくると思ひます。富田さんなり木村さんなりが、親切にこの委員会の將來のことを

考へて、おつしやつていただくことは感謝をいたします。従つて、大した費用は要らないと思ひますが、やはり國會の承認を得ておかないと、それは確かに出すのに非常な困難を生ずると思ひますから、委員会ができて必要な経費は厚生省あるいは大藏當局と相談をして、そこから何らか出していただくといふやうなことを、この委員会でお認め願つておくらば非常に仕合せだと思ひます。

○松原委員長 委員長はこう考へます。委員はどうか。これは事業機関ではない、引揚者團體であつて、審議會が何か仕事をするとするといふのじやなくして、國會の中には國會議員によつて構成せられた同胞引揚委員会がある、政府の中にはこれに呼應して、政府の役人並びに若干の民間関係者を入れた同胞引揚対策審議會がある。これが相呼應して予算を要求したり、引揚げの方針について政府に忠告したり、引揚援護局長官を鞭撻して、引揚げの促進をはかるといつたやうなもので、一つの意思機関であると思つてさつきから見つたので、大した金のかかる機関でもない、當利事業をする機関でもない、かように思つてゐるのですが、違ひますか。

○富田委員 ただいまの委員長のお話、一應ごつとも聞えます。たとへば陳情を審議する場合には一文も金はいかからぬが、しかし函館へ行つて調査してこよう、あるいは舞鶴まで行つてこようといふ場合の費用の負担をどうするか。せつかくつばな審議會ができたけれども、その支出をする責任官廳がはつきりしてない、その機能を發揮できないのではないかと。援

議廳なら議議廳の方から支弁するといふことがわかつておれば、金額はきまつておられませんでも、この審議会の活動が円満にいくのじやないかという老練心から申し上げているのです。

○松原委員長 それはこうなりはしませんか。引揚接護廳が引揚げに關するいろ／＼の措置を講ずるときにも、何か法の基礎がないとそれに出張を命ぜられませんが、こうなつて方々に審議会ができ、審議会の委員ができれば、引揚接護廳の中の旅費でどういふ人はやる事ができる。また各省の人はそれが必要があればその省から出張すれば何も差支えない。別に審議会の費用で出張するといふのでなくとも行けると思ひます。私はそういうように割合簡單に運用ができるものと思つていたのですが……。

○木村(榮)委員 それは委員長の言われる通りですが、これと同じようなことが私の方の縣にもあるのです。私はちよつとの間その顧問みたいなことをしておつた、今やめておりますが、最初はそういうふうな目的でやりますけれども、そのうちにいろ／＼問題が起つてくる。東京の本省関係ではそういうこととはなと思ひますが、縣なんか小さいところでは、この会には予算がないから結局未復員の家から寄附を集める。そして早く帰つた者が何程か負担するといふようなことが再三出て、そこでいろ／＼不正とか何とかトラブルが起つたわけです。そういうこととはここでは起らぬと思ひますが、あまり予算上の措置のないような、権限のないようなものは問題にならぬから、厚生省の予算内において出すことをここで承認しておけば、これ

自体的内容はりつばなものであるから、議會で厚生省に予算をもちょうことを承認して居るから出せといふ要求権が確立して居るのではないか。そういうことを本委員会において認めておくというわけですね。要らなければざるん使わなくていいわけですね。

○松原委員長 了解いたしました。木村君の御意思のように、委員会は厚生省の予算内において、審議会の経費を賄つていくものとすると、委員会の名をもつて厚生大臣の方に交渉する、かように取計らつてよろしゅうございませうか。

○大空説明員 ただいまの点で、審議会の予算を厚生省の予算の中に組むべきものかどうかといふことについては、大藏省と話をしませんと答へ申しかねるのですが、もし厚生省の中に組んだといはしますれば、これは話は大分簡單になるかと思ひますが、現在の引揚接護廳関係の予算は昨年よりぐつと減つておりました、この審議会の経費を全部現在の接護廳の予算の中から出すといふことは困難であると思ひます。

○竹山委員 これは正式に言へば内閣の予算をとらなければならぬ。厚生省の予算から内閣所属の審議会の予算を出すといふことはいけません。そこで委員長の言ふような便宜法なり、あるいは必要に應じては補正予算なり、予備費から出すなり、とにかく適當の措置を政府においてとられたらいいでしょう。

○松原委員長 ただいまの竹山君の御提案に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めまして、それでは審議はこの程度にしまして、この際討論を省略して、採決するに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 それでは原案通り可決せられました。

○松原委員長 続いて農業改良局設置法案を議題といたします。
この法案はすでに審議も相當の程度にまで進行いたしておりますので、この際質疑を終りたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なければ質疑を終了いたします。
ただちに討論に入ります。討論のおありになります方は御通告を願ひいたします。

○木村(榮)委員 討論に入る前に緊急動議を提出いたします。
○松原委員長 緊急動議を許します。
○木村(榮)委員 本委員会もいよ／＼今度の会期とともに明日一日になつてまいりましたが、ごらんのように出席はあまりよくなくて、各派全部もおいでになつていないよりな状況でございます。今朝なんか私は定刻十時に参りましたが、まだたれもお見えになつておりません。今日は農業改良局その他商工省官制の一部改正とか、あるいは工業技術廳の問題などもまだあると思ひますが、やはりこの委員会はある程度の出席者があつて、そして皆が了解いたしましたので、採決なら採決をするといふのがあたりまえであつて、三人や四人でどん／＼きめていくといふようなことは、これは非常に違法であ

る。私は特に會議を延ばしてやろうとか、その他文句をつけてやろうといふわけではございませんが、少くともそういうたふらふにどん／＼やつていつて、すぐオーケーといつたようなことでもやつていくことは、大體議會のそういうたいき方それ自身が議會が腐敗墮落する根源だと思ふ。少くとも現在は新しい憲法下において、議會が立法院としての國政最高機關で、しかもこの委員会はそれまた一番大きな動脈的な仕事をやつておるわけでございます。そのものが、まあ今日は速記もございしましたが、この農業改良局設置法案にいたしましたも、いろ／＼な質疑應答をやつた際は速記もほとんどないといふようなことが何回もあつた。それは各派了解してやつておられますから、いまさら文句はございせんが、そういうたふらふに今日と明日一日だから、何でもかんでもばた／＼と片づけようといふようないき方に対しては、私は賛成いたしかねます。特にその他の法案にいたしましてもまだございませぬ。農業改良局なんかは相當討論いたしましたから私としてもあまり質問なんかもございせん。その他の問題、新聞用紙の割半の問題にいたしましたも、昨日なんか私が提案いたしました公述人と呼んで聴いてみてはどうかといつたようなことに対しては、いいとも悪いともまだ結論はつかないでそのままになつておる。文化委員会の方の問題だけはお話があつたのでありますが、その他の團體の問題はそのままになつておるといつたようなことでは、これはたして新憲法下にふさわしい民主的なやり方の委員会だ。討論をつくして皆納得してやつておるといつたような

ことは言えないと思ひます。従つて私はこの際先日申し合せておりますように、工業技術廳といふのは、大體田中君もあれば自分も納得したからもうわかつたといふことを言つておられます。商工省官制の一部を改正する法律案も、この前も相談しましたように、大體御意見もないから認めるというような話をして、了解のついたものは、これは嚴密に言へばまだいろ／＼違法の点は、委員会運営上あるとは思ひますが、そういうことは抜きにいたしまして、一應この前までの間で了解を得て皆が納得したものは、小人数でも違法行為ながらこれは了解事項として決議するといつたことは、この際事を急ぐためにやむを得ぬと思ひますが、その他そういう了解のついていないものは、もう少し慎重に取扱つていただきたい、かように考えるのであります。

○松原委員長 木村君の御意見に対しましては、委員もまたたく同感でございます。私はこの審議のやり方につきまして、は、こつたことではないかと思ひます。この次からは議案をあらかじめ早く出していただくと同時に、委員も今度から乗務がぐつと減るようになりまして、なるべく出席を多数願つて、そして熱議懇談の時間を得たいと思ひます。單なる形式討論ではいかぬと思ひます。それは心ある委員の方々はすでにそういうふうな御実行になつて居るのであります。將來私ども委員会は、その点においても國會内部における模範的なりつばな足どりを見せたいと、私は希望いたして居るものであります。ただこの國會が明日閉会になるうとして居る際に、われわれは審議未了のままに残すことのでき

る。私は特に會議を延ばしてやろうとか、その他文句をつけてやろうといふわけではございませんが、少くともそういうたふらふにどん／＼やつていつて、すぐオーケーといつたようなことでもやつていくことは、大體議會のそういうたいき方それ自身が議會が腐敗墮落する根源だと思ふ。少くとも現在は新しい憲法下において、議會が立法院としての國政最高機關で、しかもこの委員会はそれまた一番大きな動脈的な仕事をやつておるわけでございます。そのものが、まあ今日は速記もございしましたが、この農業改良局設置法案にいたしましたも、いろ／＼な質疑應答をやつた際は速記もほとんどないといふようなことが何回もあつた。それは各派了解してやつておられますから、いまさら文句はございせんが、そういうたふらふに今日と明日一日だから、何でもかんでもばた／＼と片づけようといふようないき方に対しては、私は賛成いたしかねます。特にその他の法案にいたしましてもまだございませぬ。農業改良局なんかは相當討論いたしましたから私としてもあまり質問なんかもございせん。その他の問題、新聞用紙の割半の問題にいたしましたも、昨日なんか私が提案いたしました公述人と呼んで聴いてみてはどうかといつたようなことに対しては、いいとも悪いともまだ結論はつかないでそのままになつておる。文化委員会の方の問題だけはお話があつたのでありますが、その他の團體の問題はそのままになつておるといつたようなことでは、これはたして新憲法下にふさわしい民主的なやり方の委員会だ。討論をつくして皆納得してやつておるといつたような

る。私は特に會議を延ばしてやろうとか、その他文句をつけてやろうといふわけではございませんが、少くともそういうたふらふにどん／＼やつていつて、すぐオーケーといつたようなことでもやつていくことは、大體議會のそういうたいき方それ自身が議會が腐敗墮落する根源だと思ふ。少くとも現在は新しい憲法下において、議會が立法院としての國政最高機關で、しかもこの委員会はそれまた一番大きな動脈的な仕事をやつておるわけでございます。そのものが、まあ今日は速記もございしましたが、この農業改良局設置法案にいたしましたも、いろ／＼な質疑應答をやつた際は速記もほとんどないといふようなことが何回もあつた。それは各派了解してやつておられますから、いまさら文句はございせんが、そういうたふらふに今日と明日一日だから、何でもかんでもばた／＼と片づけようといふようないき方に対しては、私は賛成いたしかねます。特にその他の法案にいたしましてもまだございませぬ。農業改良局なんかは相當討論いたしましたから私としてもあまり質問なんかもございせん。その他の問題、新聞用紙の割半の問題にいたしましたも、昨日なんか私が提案いたしました公述人と呼んで聴いてみてはどうかといつたようなことに対しては、いいとも悪いともまだ結論はつかないでそのままになつておる。文化委員会の方の問題だけはお話があつたのでありますが、その他の團體の問題はそのままになつておるといつたようなことでは、これはたして新憲法下にふさわしい民主的なやり方の委員会だ。討論をつくして皆納得してやつておるといつたような

ない切迫した事情をもつていると思
うので、昨日來御相談の上に各党の御
了解を得て、今朝はこれ／＼のもの
ば、御決定を願うということになつて
いるのでありますから、この点をひと
つ御了解くださいまして、本日は進行
を願いたいと思つております。さい
わいただいまは各党の代表の方がおそ
ろいでありますから、田中健吉君の御
欠席は遺憾でございますが、これは意
思表示をして帰られました。私はさよ
うに心得ておりますので、もう最後の
段階にいきたいと思つますから、どう
ぞ御了承を願います。

○木村(義)委員 さつきからの続きで
すが、従つて今日ここで小人数で承認
するものは、昨夜皆さん方が御相談を
して了解いたしました農業改良局設置
法案と、それから工業技術設置法案
と、商工省官制の一部を改正する法律
案、大体この三つは、各党の意見もほ
ぼ一致いたしましたし、質疑應答も詳
細にやりましたから、ほんとうは人数
の上からいつても、成規の委員会には
なつておりませんが、そういうことは
問題外にして認めることに對しては私
は賛成をいたします。しかしこのこと
がどの議題に對しても同一にやられる
ということ、これは了解事項ではご
さいせんから、その採決は委員余の
権威のために正式の方法でやりたいと
思つてあります。だから私は昨日了
解した三つのものについては、ここで
文句をつけたり何かする考えはござい
ませんが、了解事項以外のものはまた
席をあらためてやるということにした
いと思つます。

○松原委員長 委員長は御了解を得ま
した事項のみをとつて、進行いたしま
す。

○富田委員 私、質問をいたします前
に、今の木村委員の緊急動議に關連し
て、一言申し上げたいと思つます。
これはよく申しませんが、この委
員会の出席がこのような状態、これ
で重要な問題が決議されるということ
は、毎々私さういふ論議してゐるの
であります。しかも委員長も同感で
あられ、他の委員の方々もほとんど全
部同感であるにもかかわらず、これを
各党了解のもとに了解のもとにとい
うことが、これがやはり議院政治墮落の
第一歩であり、そうしてお互いが精魂
こめて慎重に審議をし、討議をいたし
まして、これがため國民の信頼を驚
ぎ得なくなる。これが私は最後の頼み
の綱だと思つます。ここでやはり國會が、
ここ二十年にして眞の民主國會にはなり
得ないかもしれませんが、もう少し國
會が偉容を整える必要があります。それ
は決して小さいことではありません。
皆がまじめに出でることであり、皆
がまじめに勉強することである。それ
がほんとうに國會の權威を増していく
ことであつて、決して人を責める必要
はない。そこで今日も農業改良局の問
題について、われ／＼は一日も早くそ
の結末をつかまして、日本農業の改良
の美のあがることを期待するけれど
も、わずか三人か五人でもつて、過半
数の出席があつたという虚偽の記録を
もつて、委員長はこれをおきめなさる
うという御意思であるか。一應私はそ
れを確めてから発言したいと思つま
す。このままでいきますならば、どう
しても國會に虚偽の記録が残る。私の
良心は絶対にこれを許さない。せうい
うことをするならば、この世に生きて

おるかいはない。死ぬという宣告を受
けたと同じことです。この白晝公然と
法を蹂躪して、立法院みずからがそ
ういふことをやつてゐるというものは、
富田の良心は絶対に許しません。それ
では私の死の宣告を與えなさるうとす
ることである。委員長がやはり國會の
權威のために、法規を守つて立法院
立法院たる態度をはつきりすべきであ
る。私に死の宣告を與えるならば、あ
まんに受ける。私は毒をおおいで死
んだソクラテスのように、法を守らん
がために死をもつて闘つてもよろし
い。このことは絶対に承服できませ
ん。

○松原委員長 富田委員の良心的な御
発言に對しましては、委員長はまつた
く御同感でございます。実は委員長
は、毎日出席をまつておられます。こ
れはお目にはかけませんが、私の手も
には出欠は毎日はずきりわかつてお
ります。私前例を聴きますと、どうして
もその日に顔のそろわぬ場合で、緊
急を要するときは、おの／＼の御了
承を得て、登院なさつておられる方は
御出席のことに各党に御了承を願つて
進行しておるといふことであつたので
あります。できる限り、私は昨日來も
院内をまわつてもらつて御出席を要求
いたしてあります。な／＼／＼それ
がないのであります。また理事の方が
すでにそれ／＼御出席になつておるの
でありますから、理事の方に少しお骨
折らして、その御所属の党からも
もう少し出席くださるよう御盡力を
いただきます。委員長はかりの責任で
はない。この点につきましては富田君
にもどうぞひとつ御了承を願つたいの
であります。現に富田君の所屬してお

る民主自由党からあなた一人しか出て
おらない。今朝は決議するのはそれぞ
れ御相談になつたことである。私は必
ずしも専断でやつておるつもりはござ
いません。

○富田委員 今委員長の御同感を得て
非常に結構であります。私は理事と
して私の責任を感ずるものにはあり
ません。まつたく委員長の言われる通
り、理事としての私の責任でありま
す。そうしてまたわが党から出てお
ります方々にも昨日も連絡してまいつ
てあります。今こへ来てみて私一人で
あることはまつたく私の不徳であり、
自分の微力であることを痛切に感じて
おります。その責任は明かにします。
ただ私の憂えるところは、もしかりに
方法をもつてはすなば、あるいは
アナウンスを使ひまして、あるいは私
個人に数分の時間を與えられれば、院
内を駆けまわつても幾人かを集める方
法はある。登院しておつて會つて了解
を得た方もあります。私は責任を回避
するものではない。決議をするときに
は定数に満してやるのが立法院の權
威のために大事なことであり、お互い
も氣の済むことではないか。この意味
において、私は特に今発言したわけで
あります。これはあながち決算委員
会だけの問題ではない。この一角から
議會政治革新の声をあげることが、や
がて日本の國會を淨化していくことに
もなると思つます。すべての道はローマ
に通じます。決算委員会一ついたしま
すことが、委員長が大抱負を述べられ
たように、全國の空氣を革新してい
くことになる。まず一つの犠牲者が打
たなければ、決して次のものは出て
きません。私は喜んで私の責任を果し

ます。どうか堂々たる法規のもとに少
くとも過半数を集めてやつていただき
たいと考へるのであります。

○松原委員長 心得ました。私は今あ
らためて申し上げるまでもございませ
んが、政治を最高の道徳として取扱
たい。國會は國民の良心でありたいと
心得ておるのであります。さういふ標
榜して私も議會に参つておるのであり
ます。富田君の御意見にはまつたく御
同感であります。それでしばらく休憩
いたしますから、どうか理事の方はそ
れぞれ各党から御出席のあるように御
処置を願ひとうございませ。休憩しま
す。

午前十一時二十七分休憩
○松原委員長 休憩前に引続き會議を
開きます。

昨日來農業改良局設置法案に對する
審議は相當の程度にまで進行いたして
おりますので、この際質疑を終りたい
と存じますが、御異議はございませ
んか。

○松原委員長 御異議なしと認めま
す。これより農業改良局設置法案、内
閣提出第一八三號を議題とし、討論に
付します。討論の通告がおりますか
ら、順序によつて御発言を願ひます。
富田君。なるべく簡潔に願ひます。

○富田委員 たいま議論になつてお
ります農業改良局設置法案に對しまし
て、私はこの根本趣旨に對しましては
賛意を表しますけれども、しかし農林
省設置法案の全貌を見まして、さらに
昨日農林大臣からその新しい構想を拜
聴いたしました。いよく農業改良局

○松原委員長 御異議なしと認めま
す。これより農業改良局設置法案、内
閣提出第一八三號を議題とし、討論に
付します。討論の通告がおりますか
ら、順序によつて御発言を願ひます。
富田君。なるべく簡潔に願ひます。

だけを引抜いてここに法律案として通
過いたさせますことは、その時期を得
ていないことをまことに遺憾に存する
ものでございます。この農業改良局長が
農事的な農業の発達のために、農業生
産の増大、農民生活の改善、こうした
まことにきれいな、まことに望ましい
目標を掲げまして発足し、そうして日
本の農業の改良のために貢献すること
は、私どもの心から賛意を表してやま
ないところであります。しかしながら
今までの日本の農業改良が、いわゆる
官僚の指導によつてのみなされるもの
であると考えるならば、そこに大きな
間違いがある。これはどうしても農民
自体がみずから立ち上るやうに勸奨し
ていくべきである。これに手を加えて
ただ官僚の指導下に機械的な農業発達
を期していくという意味ではないので
あります。そうして官僚はなるべく手
数のかからないやうにして、日本の農
業をして民主的な、ほんとうに自主的
な発達をさせていくところに、この農
業改良局長のねらいがなければならな
い。そこでこの第一條にも規定されて
ありますやうに、これがほんとうに農
民自体のために、お互いに助け合つて
発達させていくのだという新しい形の
條文をお出しになつた点もわれわれは
賛成をいたしております。ただただい
ま申し上げましたやうに、あるいは畜
産局を廃止する、食品局を食糧管理廳
の方へ移すといつたやうな大きな配置
轉換とも申すべきことがありますの
で、それと一緒にこの農業改良局を設
置しても遅くはない。この役所が一月
や二月早くできたからといつてすぐ日
本の農業が改良されるものではない。
穀を植えて一年、木を植えて十年、徳

を植えて百年といひます。農業改良の
やうな仕事は非常に根氣強い力を要す
るのでありますから、その点において
私どもは、この法案がまことに時機を
得ないことを遺憾に思ひます。のみな
らずこの構想の上において農業改良局
で取扱つておる農業総合研究所が現在
ある機関にとられていて、ただ経済
的な見地あるいは社会的見地、技術的
見地を引離してしまふ。総合という
ことが、何を意味するかからないう
うな、そういう構想のもとにできてお
る。この点を考えると、もう一度農業
改良局が出直して、農林省設置とい
う大きな目標のもとに立つて、それ
その占むべき位置を占めねばならぬと
思ひます。そうしてほんとうの目的を
達するやうに私は祈つてやまない次第
であります。こういう意味で私は民主
自由党を代表いたしまして、この提案
の趣旨並びに農業改良局設置につい
ては根本的に反対をいたしません。た
だその時機においてまことに遺憾と思
ひますゆゑに、今日の議題としては
反対の意思を表明するものでありま
す。

○松原委員長 田中健吉君。
○田中(徳)委員 簡單に申し上げま
す。農業改良局設置に對しては、社会
革新党は反対するものではありません。
ただ時機の問題において、先ほど
富田君が言われた通り、いま急に急ぐ
必要はない、かように思ひます。しか
し法案が出てきましたし、農林当局の
熱心なる説明がありましたし、今日し
て反対いたしません。ただ農業改良
局の事務の中に純然たる工業技術に關
係するものがありますので、これらの
ものと將來商工省の主宰する工業技術

關係が一本になつて、内閣直屬の技術
省なるものができ上がるのが当然では
ないかと思ひます。しかし今のところ
は、各省においてそれ、技術關係の
組織を作ること提案しておりますか
ら、今日のところ提案いたすことを承
認いたしました。ここ一年間模様を見
たいと思つた結果、どうしてもう
まくないというならば、当然政府なり
國會みずから改正法律案を出すべき
であると思ひます。こういう前提のも
とに賛成したいと思ひます。
それから官僚農業行政をやるのでは
ないかという懸念をわれわれもつてお
つたのですが、昨日の政府の答弁で
は、決して官僚農業行政をやるのでは
ない、こういう熱心な論議がありまし
たので、一應これも了承いたします。
ただ従来やうに、農業技術者に對す
る政府補助が行われない關係もあるの
で、こういう方法をとつたという話も
漏れ聞いておりますので、この点は了
承いたしました。ただ当局に對して一應
御注意申し上げておきたいのは、昨日
の質問において私が申し上げた通り、
いろ／＼食糧供出の場合に、地方にお
ける農林官吏が農民の彈圧をするとい
うやうな傾向が從來しばしばありまし
たので、これらの点について政府も絶
對にそういうことはいたさせないとい
う答弁でありましたが、この点、一層
將來においても注意していただきたい
と思つ次第であります。農林省設置法
案が提案されるだらうと思ひますが、
その場合において当然農林省内の他の
廳あるいは部局の關係において、定員
が問題になつてくると思ひます。その
場合定員が省全体として、あるいは部
局として現在の數を超えないやうにし

てもらいたい。かように思ひます。こ
れらの点について十分に農林当局は善
処してもらいたい。大体以上の点を申
し上げて討論を終ります。
○松原委員長 御通告の追加がありま
す。河合義一君。
○河合委員 私は日本社会党を代表し
て農業改良局設置法案に賛成の意を表
するものであります。私ども平素から
考へていたのは農林省のやり方が一方
に偏して、農村を指導する上において
もただ技術の面ばかりに偏つていて、
文化の程度を高めるとか、農家の経済
を整備するとか、その他いろ／＼の点
において奨励指導の方法が當をえない
というところを痛感しておつたものであ
ります。
この度の農業改良局の設置は、そう
いうことを考へて、全般にわたつての
指導を完備する、施設を完備するとい
うことにならぬことを非常な
進歩だと考へます。殊に現下の食糧事
態は非常に急迫いたしましたので、國外か
ら食糧の救助を受けなければ餓死を免
れないという事情でありますから、一
日も早くそういう方途に進んでいくと
いうことはまことに急務中の急務と私
どもは考へます。善は急げで、もしこ
れをゆるがせにするならば、次のよう
いう法案が審議される場合に私どもは
非常な危機にいかどうかということ
を考へるのであります。私どもが選挙
民から送られて國會におる間に、よい
法案は一日も早く全部やつていきたい
と思ひます。我が党においては全黨を
上げて、そういう考へでありますか
ら、日本社会党を代表してこの法案に
賛成の意を表するものであります。
○松原委員長 中會根康弘君。

○中會根委員 私は民主党を代表して
農業改良局設置法案に對して、賛成の
意を表します。各省内部部局設置法案
を全部撤回させたのに、この農業改良
局設置法案だけを認めるのは、農業改
良局設置の緊急性を認めて特段なる処
置を講ずる次第であります。こういう
方針をぜひ農林省においては体して、
この局が有終の美を早速上げるやうに
措置されんことを望みます。以下改良
の方向として、われわれが農林当局に
まず希望したいのは、日本の農村
と土と家と人間が一体となつて協同体
制を確立していく。こういう方向に向
つて強力に推進されんことを望ま
す。第二はこの改良局の設置によつて
約六千五百人くらいの技術員が地方廳
に採用されると思ひますが、今までの
技術員の執務その他に關しては、質問
に申し上げた通り、遺憾の点がきわめ
て多い。こういうものを勇断をもつて
刷新するやうな措置を必ずとつてい
ただきたい。第三は農業改良局長は富田
委員の質問にありましたやうに、農村
生活の内部まで立ち入る必要がある。
特に考へなければならぬのは、日本
の農村における封建的な停滞性とい
うか、あるいは國防國家を主にした農本
主義というか、こういうやうな非民主
主義的な要素を速やかに拂拭する必要
があると思つております。そのため
には少くとも改良局の内部において農
村文化課といふやうな一課を設けて、
これを専門にやらせる。特に農村青年
を教育して農村文化運動のセンターた
らしめる。こういう措置を強力に推進
していただきたいと思ひます。以上簡
單に賛成の意を表するものでありま
す。

○木村委員 農業改良局の目的に
ついてはきのう永江農林大臣から大体
承つて承いなしたましたが、その永江
農林大臣の御説明によれば、私が考え
ていましたと同じような方向で農民の
自主性に基く農業改良をいたしたいと
いうことで、きわめて満足すべき答弁
であつたと思つておられます。ところが
新聞を見まして、東北地方の農村に
おいては娘を賣らなければならぬとい
つたふうな記事が出ておられます。国会
においては農業改良局を設置して、日
本の農業を改良して日本の農家経済を
安定させるということを討論いたして
こうしたような役所ができませんが、し
かしながら一方農村の現実はどうかと
申しますと、都会地附近の一部の農村
はいざ知らず、全国的に見ましてきわ
めて困難な経済状態、かつての昭和八
年の農業恐慌にも近いような段階にだ
んだん追いつめられておるといふこと
は、だれが見ても否定することのでき
ない段階にはいつておると思つていま
す。こうした場合に農業改良局といはし
て、ただ今までのお役所の机の上で計
画をして、ほんとうはやれないような
ことを下の方に流していつてむりやり
にやらせるような傾向をやつておられ
ますと、農業改良局はかえつて農業改
善局に轉化する危険性が多分にあると思
います。そこで設置の趣旨は結構だと思
います。この際ほんとうの趣旨に
副うようにこれを運営いたしますため
に、ただ単に役所だけの間ではなく
て、細目をちよつと読んでみますと、
いろいろ民間の方から委員なんかをこ
しらせて、いろいろ協力さすといふよ
うな御計画があるように承つておられ
ますが、そういう計画を立てます場合

にも、今後はただ単に農業改良局の事
務局の役員の方だけで計画するとい
うことではなしに、たとえ衆議院の農
林委員会その他民間の農業関係の強力
な内容のある、そうしてまたいろいろ
な経験をもち、過去においても実績を
もつておられますような、民間のいろ
んな団体、組織といつたようなものを
を、百パーセント利用されまして、そ
うした意見を十分にとり入れて、この
農業改良局がいつばな改良局に活躍す
ることを念願いたしまして、一應賛成
いたします。

○松原委員 以上で討論は結局いた
しました。これより採決をいたしま
す。原案に賛成の諸君の御起立を願
います。

〔賛成者起立〕
○松原委員 起立多数。よつて本案
は原案の通り可決いたしました。

○松原委員 次にお諮りいたしま
す。前回までの予備審査をいたしてお
りました商工省官制の一部を改正する
法律案、工業技術設置法案が、昨日
参議院より送付いたされてまいりまし
たので、本審査に付します。なお本案
につきましても、御承知の通り、鐵工
業委員会と連合審査会を開き、慎重審
議をいたしてまいつた次第でもありま
すので、この際各党の態度の御決定
をいたしたいと思います。

○竹谷委員 商工省官制の一部を改正
する法律案及び工業技術設置法につ
きましては、この際質疑も終了いたし
ましたので、討論を省略してただちに
採決せられんことの動議を提出いたし
ます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○松原委員 竹谷君の動議に御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松原委員 御異議なしと認めま
す。原案の通り御賛成の諸君の御起立
を求めます。

〔賛成者起立〕
○松原委員 起立多数。よつて本案
は可決になりました。午前中はこれを
もつて休憩いたします。午後は一時半
から新聞出版用紙割当事務設置法案
並びに通信省設置法案を、夜にはいつ
ても審議を続けますから、どうぞ御出
席願います。

午後二時五十分休憩
午後零時五十分休憩
○松原委員 休憩前に引続き再開い
たします。

新聞出版用紙割当事務設置法案を
議題とし、質疑を継続いたします。時
間がございませぬから簡潔に願いま
す。田中君。

○田中(健)委員 野澤國務大臣にお尋
ね申し上げます。先ほど懇談会でも申
し上げましたが、きわめて簡潔にお尋
ねいたしたいと思います。

従來新聞用紙が各新聞社に割り当て
られておりましたが、この新聞社の割当
は終戦当時のどさくさ紛れに割当実績
をもつたものもありますので、本法が
実施された場合にはそういうもの
を調整するところの御意思があるかど
うかをお伺いしたいと思います。

○野澤國務大臣 御指摘になりました
点はごもつともございませぬ。実はこ
の新聞用紙の割当につきましては、職
争中は商工省が主務官廳として指導し
てまいつたのでございませぬ。以來總理

廳に移つたのでございませぬが、実際の
その当時の内容は御承知だと思つて
が、大体戦後において申請者に対して
この用紙の割当をしておつたのであり
ます。たまたま新聞並びに出版等の用
紙が不足をつけてきましたので、一應
これを整理することにはいたしました
が、その終戦当時の申請者が依然とし
て用紙割当の特権性といふますか施得
権といふような形において今日まで行
われていることは事実でございます。

しかし最近非常な各方面からの輿論並
びに意見もあつたので、委員会にお
いては相当検討しておりますが、なお
各方面との折衝の点もあつたので、
本國會において以上のような御意見が
出ますならば今後できる審議会、いわ
ゆる委員会が十分検討し、なお政府に
おいても委員会と折衝いたしまして、
万違算なきを期していきたくと思つて
おります。

○田中(健)委員 新聞用紙の割当をさ
れておる新聞社あるいは雑誌社にお
いて、ストライキあるいはその他の事情
によつて実際上発行しない場合には用
紙が余るはずでございます。さような
場合においては本法の第三條の第二号
の「審議会の議決に基き、需要者割当
証明書を発行し、及び必要に應じられ
る取消すること。」というところでこの
法文通りやるのかどうか、この点をお
伺いしたいと思います。

○成田政府委員 第三條の第二号に書
いてあります「必要に應じこれを取消
すこと。」というものは、これは発行し
ました切符が、何か間違ひがありまし
たとか、あるいは切符が使用前に何か
業者の方において不正があつたことが
わかつたというような場合に撤回する

目的でありまして、ただいま仰せのよ
うなストライキで新聞が発行されな
かつたような場合には、たとえば一月の
うち二日だけ発行されなかつたとすれ
ば、その二日分の用紙は翌月の量か
ら差引いて出しておられます。切符は一
月一枚でありますから取消すというの
には当りませぬけれども、翌月分から
實際発行しなかつた分は差引くとい
うことになつております。

○田中(健)委員 それから現在品はど
うなつておられますか。どういふ言葉で
やつておるか分かりませんが、たとえ
ば十萬部の新聞の場合には、實際十萬
部発行する。印刷その他で何部か見
なければならぬ。それはどのくらいにな
りますか。

○成田政府委員 これは損紙といふ言
葉を使つておられます。損紙にも白損と
黒損とありまして、白損といふのは、
御承知の通り、印刷前に輸送の途上で
破損したもので、黒損といふのは印刷
途中で輪轉機についてからインクが
ついたり、印刷不鮮明で役に立たない
といふことであります。こういう白損、
黒損は相当量に上るのであります。か
ら、割当量の一割を損紙として別につ
けて渡すことになつております。

○田中(健)委員 そういたしました
ら、十萬部発行する新聞の場合には十
二萬部渡すといふことになるわけでは
ない。そうするともし實際の損紙が一
部出なかつた場合においても一萬部と
いうことになりませぬか、それだけの
ものがそこに残つておつた場合は、そ
れは新聞社の自由処分といふことにな
りますが、それは從來の慣例で認めて
おるわけではございませぬか。

○成田政府委員 これはただいま田中

委員のお示しのような疑問も確かにあるのをごさいますして、一割じや多過ぎるじやないか、そしてそこにまた紙を余してほかの方に使う余地も起るのじやないかというようなことをごさいますけれども、何といつても戦争前と違いました、輸送状況が非常に悪くございまして、巻取なども木のわくをつけるといふことも近ごろ行き届きませんので、輸送上の破損が非常に多いのをごさいます。また紙自身も戦前に比べまして非常に劣つておりますために、輪轉機にかけてからの損害が非常に多いのであります。殊に会社によつて磨損率が多いということもありますので、一割が総合的に妥当と認めて今これを割当ててあるわけなのでござい

ますが、突を申しますと、製紙工場から非常に遠い所にある新聞社などではとてもこれでは損である場合もあるのがあります。また一方におきまして一割の中から技術的に大いにくふうを凝らしまして、損紙を一割以下に食い止めてまして、それを部数の方にまわすといふことは大いに用紙あるいは印刷上の改良のくふうを奨励することにもなりますので、浮かした紙を使うということとは認めておるわけでありませう。

○田中(健)委員 簡単に伺いたいと思いますが、突は不当財産取引調査特別委員会では、昭和二十年八月十五日現在において、財産が零であつた。現在には相當に儲けておる。それを出版業者にわたつて調査する場合においては、突は一割を節約して、それでやつておつたのだ、こういうことになりま

すと実際はそうであるうけれども、どういふふうにするかということについて非常に苦心しておりましたのでお

同いたしたわけでありませう。別に御答弁は要りませぬ。私はこれで質問を終ります。

○木村(榮)委員 最初にこの法案の内容について御質問したいと思ひます。新聞出版用紙割当審議会というの

がございしますが、その中で、第七條の委員の選出方法でございしますが、「当該業界から選出された者五人」ということになつておられますが、「当該業界」とい

うものの範圍及び区分は大體どういふ方法でお立てになつておられますか。

○成田政府委員 「当該業界」と申すのは、新聞業界におきましては新聞社、それから出版業界においては出版社ということに限定しておるわけ

です。

○木村(榮)委員 そういたしますと、新聞業界という全圖にわたつての新

聞全部でございませうか。新聞という場合は日刊新聞であるか、あるいは週刊新聞も含まれておるか、その点伺ひ

いたします。

○成田政府委員 新聞の場合はいわゆる一般日刊新聞、季刊新聞、特殊新聞、また日刊以外の週刊新聞も全部含んでおります。

○木村(榮)委員 そういたしますと、地方の方から出しておる新聞も全部含まつておるわけではございませうか。

○成田政府委員 地方の新聞も全部はいつております。

○木村(榮)委員 そういたしますと、そのものが現在團體のようなものを形成しておられますか。

○成田政府委員 地方新聞は集まつて地方新聞連盟というものをつくつております。

○木村(榮)委員 そうしますと、その

選出する場合は皆が寄つて選出する方を討議するわけだと思ひますが、それがそういうことを各關係の單位に徹底をさせて、選挙をやる方法をだれが中心になつてやるわけではございませうか。

○成田政府委員 改選の場合に候補者を立てますのは、本案にもある通り、委員長が各方面に相談しまして定めるわけではございませう。従ひまして委員長がどういふ方法をとるかという

ことには制限がないようになりませうけれども、今までのやり方ですと、その委員長は關係の新聞業会その他の諸團體に相談して候補者を選んでおられるようであります。

○木村(榮)委員 改選の場合を言つておるのではない。最初にこしらえる場合はそれがやるのですか。

○成田政府委員 これはこの附則に經過規定がございまして、割当事務廳法案が実施になります際に、現在の新聞出版用紙割当委員会の委員である方が原則として審議会委員に移るのであります。従ひまして事務廳法案実施の際にすでに審議会というものが当然形成されておるといふ形になります。

○木村(榮)委員 そのことはよく存じております。ところが今までのそういう委員会がどうも権限がなくて、しかもどうもその中でいろいろ問題をあつた。そこでどういふものを発定させて、そうしてつづな割当をやらなければならぬといふことはごもつともだと思ひます。従つてそういう御趣旨ならばまず最初から今の委員会がそのまま審議会になるのだといふことには矛盾がある。ここから出発し直して、形式はどうでもいいけれども、つづな

ものをごこしらへることが第一である。これを見ますと「事務廳長官は、左に掲げる事項については必ず審議会の議に附し、その議決に従つて、これを決定しなければならぬ。」となつておつて、一項目といたしまして「新聞出版用紙の割当に関する方針、基準及び手續」、個々の新聞及び出版物に対する用紙の割当、こういう一番大事なことは審議会の決定したものでなければ事務廳長官といへども手が触れられないといふことはごもつともだと思ひます。ところがその審議会なるものが一番最初の構成がこの前の委員会そのままでいふことになれば、形式的にはこの法律ができてうまくなるということに一應はなりますが、内部的においては依然としてまたその委員会が絶対的な権力をもち得るといふことにこの法律によればなるわけでありませう。だからこの法律を活かすためには、この最初の審議会そのものをこしらへる場合においても御考慮を拂われぬと、意味ないと考へますが、その点を承りたい。

○野澤國務大臣 ごもつともでございます。しかしこれは用紙割当規定がまだ生きておりますので、用紙割当規定に基きまして委員の期限があるのでございませう。その委員の期限の關係からかようにしたのでございませうので、さよう御了承願ひたいと思ひます。

○木村(榮)委員 そういたしますと、この法案が通れば、今度は早速この法案に基いてこの委員会がなくなる。従つて委員会規定もなくなるわけですか。

○野澤國務大臣 それは新たに審議会ができて、前の委員会規定はこの審議会規則になります。

○木村(榮)委員 そういたしますと、ここへ移つてくる審議会は暫定的なものであつて、改正されれば早速新たなものができるといふことになるわけですか。

○野澤國務大臣 さようです。

○木村(榮)委員 それはつまりこの法律によつてほかのものがなくなるからそうなるのであつて、もしそういうことをしなくとも、現状のままでもいいといふことになれば、現状のままの委員会でも差支えないといふことも言えると思ひますが、その点はどうですか。

○野澤國務大臣 法律ができれば法律に基いてやるのでありますから、さよう御了承願ひたいと思ひます。

○木村(榮)委員 ちろん法律によつてやるわけですが、そのときに現在出ておる委員の方々が審議会のメンバーになられて、そのまま決議によつてこれはこのままにしようじやないかといふことになつて、他からも何ら文句はないといふことになれば、またそのま

まやつても差支えないと思ひます。その点今の構成メンバーは必ず変らなければならぬといふ規則はないのですから、皆がまた同じように選挙すればいいわけだと思ひます。

○野澤國務大臣 それはこの法案が通れば、御承知の通り、第八條が適用されることになりませう。第八條では新たに候補者の次期選挙が行われるのでありますが、その場合全部が妥当性をもつておる人ならば、政府といたしましてはそれを認めることになつてと思ひます。もしそのうち横流し、やみをやつたような不適当と認める候補が議長から推薦があつた場合は、拒否をしなければならぬということもありませんので、一應

審議会規則は、前の用紙割当委員会規則とは、少し内容を変えてこなければならぬことになると思います。

○木村(榮)委員 事務局長は大体第八條第二項によつて、「事務局長官は、前項の候補者に関し不適当と認められる正等な理由がある場合において、議長に対し、その撤回を要求することができる。」これが参議院では二回以上はできないと修正されたように承つております。この法案を見ますと、なるほどいい法案だとは思いますが、読んでみますと、事務局長官は割当の方の権限は、いわば百パーセントのうちで二十パーセントぐらいしか権限がないようなものであつて、主として事務局の方とか、いろいろな統計、あるいは調査ということが主体であつて、割当そのものの一番大きな権限は審議会が持つておるといふ法律だと思います。そこで一番問題になりますのは、事務局長官は國務大臣に行わせることができると思つておられますから、主として大臣がなると思つておられます。大臣がなるといふのは、長官になつた大臣は至つてお飾りさんであまり権限がないといふことになると思つておられます。そこで審議会といふものは最も公平な、妥當な活動をやる、また仕事をやつてもらふたいへんなことになる。審議会が少々悪いことをしても、長官はそれに対してはあまり権限がないといふことになる。そこで審議会が非常に大事なことだと思つておられますが、そういう観点から見ますと、第七條の審議会は新聞部会、あるいは出版部会をもつてこれを組織しとあるのですが、出版部会といふのは相当廣汎なことであります。新聞と言へば大體常

識でわかるのですが、出版部会になれば雑誌、その他單行本、と廣汎にわたると思つておられます。樂譜とか、その他あつた出版関係のもの全部だと思つておられますが、そう解釈してよろしいのですか、出版物の解釈は……。

○成田政府委員 仰せの通りでありまして、新聞と出版物の區別は、出版の方はいわゆる單行本、それから雑誌、それ以外の樂譜のようなものを含んでおります。廣のうなものは含んでおりません。

○木村(榮)委員 第七條の新聞部会、出版部会で結構だと思つておられますが、一番問題になりますのは、たとへばここに私も持つておる資料がたくさくありますが、労働組合の機關紙などは、新聞は新聞だと思つておられますが、いわゆる商業的な營利を目的とした新聞ではない、建前になつておられる。これはいわば損得を度外視して、一般組合員に対する宣傳、啓蒙といふような活動をやるかと私は思つておられます。

〔委員長退席、中曾根委員長代理着席〕
そういたしますと、たとえば國鉄なら國鉄の機關誌があると思つておられます。各従業員に一部ずつやるならば六十萬部刷るだけの割当がないと、みなに配ることはできない。日刊新聞といふものは、代金を拂つて一人一部ずつとるといふことになつておつて、読賣新聞などは三百何十萬部出すといふことですが、機關誌といふものは——特に日本の労働組合の機關誌といふのは非常に必要であつて、こうしたものを通して日本の労働組合の各組合員は啓蒙され、いろ／＼学ぶので、現下

の情勢上最も必要だと思つておられますが、そういう場合に、現在のような機構と、今までの割当の方法では困る。労働組合の機關誌などは、將來は日刊になる時期があると思つておられますが、しかし今の段階においては、必ずしも日刊でなくともいいが、何とか皆に行き渡るような部数を割当ててもらいたい。一部の特定の人には読むが、末端の方の人には見ないともないといつたようなことでは、いわゆる労働組合の健全なる発達にはきかないと思つておられます。そこで、たとい週刊であつても、月に二回発行であつても、各組合員に全部配給してやらぬと、結局配給はしてやつたけれども大したことになるなかつたといふようなことになる危険性がある。そこで將來においては、そういうことを考慮して割当をおやりになるようにしていただきたい。今その考えがあるかないかをあなた方に承ることはむづかしいかも知れないが、私の考えますには、出版物といつてもこのごろは非常にたくさんあつて、街に氾濫しているようなエロ、グロ本は、これは仙花紙などを使つておられますから配給の紙ではないが、しかしその他のものでも相当いかがわしい出版物が配給の用紙らしきものを使つて待たなくさん出ているので、そういうこともよく検討してもらいたいと思つておられます。ただ營利を目的としたものに紙を配給するのだといふことになれば、これは憲法に保障されたわれ／＼の言論、出版、集會結社の自由を束縛することになると思つておられます。新聞部会あるいは出版部会といふことのみで委員会ができること、主として營利を目的としたものが多く出る危険性が多分にあるので、そういう点

に対してどういふ方法でこれをうまく合理化していくかお考えであるか、その点を承りたい。

○野濤國務大臣 御指摘になりました通り、用紙は非常に少ないのであります。御承知のように、新聞用紙は年間一億九千萬ポンド、出版用紙の方は二千八、九百万ポンドという状態でありまして、特にこの新聞あるいは出版用紙の割当が、民主的な機關の方面にまわらないという点で、相当御意見もあるのでございます。よつて先ほど田中委員も御指摘になりました通り、本法案がもし御審議の上御決定になるならば、審議会に向ひまして、たとへば用紙不足の折に、歩減りとして割当量の一割を認めるという点についても、相当検討を加えてみたいと思つておられます。なおただいま御指摘になりましたような、たとえば労働組合あるいは農民組合、かような民主的團體に対する割当と、營利經濟性をもつた方面に行く用紙割当との均衡を保つていふような御趣旨に對しましては、法案決定の際には十分審議会と協力して検討を加えていきたいと思つておられます。なを特に問題となりましたエロ・グロ方面の用紙の配給事情、あるいはどういふ關係においてどういふ方面に流れておるかといふようなことに対しては、具体的に委員会と協力いたしましたので、その処置をとるようには最善の努力をいたしました。かように思つておられます。

○木村(榮)委員 この点は特に野濤大臣にお願ひをし、また長年日本農民運動、あるいは労働運動に關係されて大先輩である野濤大臣ですから、私が言わなくともよくわかると思つておられますが、現在の日農にいたしましては、全國百何十

萬の組合員がある。一番大きなのは國鉄、公通、全官公勞などは二百萬の組合員を擁しておる労働組合である。そこで現在の内閣にいたしましては、前の片山内閣はもちろんのこと、労働組合の健全なる発達といふことは、いかなる場合においても仰せられておる。労働組合の健全なる発達といふことのためにはおよそそういう機關紙、あるいは啓蒙宣傳の雑誌とかを發行させまして、皆が健全な発達に向うようにやらなければならぬ。従つて日本の労働組合に限らず、農民組合にとつて、紙といふものは一番大きな生命線だ。そこで農民組合にいたしても百何十萬の全農もあれば、その他のたかさんの組合だけでも三百万、こういうたものは非常に現在の日本の政治の方面において、經濟の方面においても大きな問題をもつておる。そこで各大きな組合を見ますと、皆それ／＼機關紙を大體発行しておる。ところがはたして紙が十分に十分と言ひましても、このごろのことでありまして、とても要求通りに入らないのは當然だと思つておられます。そうした大きなものがある場合は、この第二項の中へ機關新聞と申しましたようか、とにかく機關新聞、機關雑誌と申しませんか、機關新聞、機關雑誌といふものをもう一つこしらへまして、その一般營業關係とは幾分切離して、この審議会においていろ／＼審議してもらつて、その間において双方いろ／＼連絡をとつてやつていくということが必要である。それはたとへばある労働組合と同じような系統の労働組合があつて、いろ／＼職域によつては、内容的には違ひますけれども、大體大體把

に對してどういふ方法でこれをうまく合理化していくかお考えであるか、その点を承りたい。

○野濤國務大臣 御指摘になりました通り、用紙は非常に少ないのであります。御承知のように、新聞用紙は年間一億九千萬ポンド、出版用紙の方は二千八、九百万ポンドという状態でありまして、特にこの新聞あるいは出版用紙の割当が、民主的な機關の方面にまわらないという点で、相当御意見もあるのでございます。よつて先ほど田中委員も御指摘になりました通り、本法案がもし御審議の上御決定になるならば、審議会に向ひまして、たとへば用紙不足の折に、歩減りとして割当量の一割を認めるという点についても、相当検討を加えてみたいと思つておられます。なおただいま御指摘になりましたような、たとえば労働組合あるいは農民組合、かような民主的團體に対する割当と、營利經濟性をもつた方面に行く用紙割当との均衡を保つていふような御趣旨に對しましては、法案決定の際には十分審議会と協力して検討を加えていきたいと思つておられます。なを特に問題となりましたエロ・グロ方面の用紙の配給事情、あるいはどういふ關係においてどういふ方面に流れておるかといふようなことに対しては、具体的に委員会と協力いたしましたので、その処置をとるようには最善の努力をいたしました。かように思つておられます。

○木村(榮)委員 この点は特に野濤大臣にお願ひをし、また長年日本農民運動、あるいは労働運動に關係されて大先輩である野濤大臣ですから、私が言わなくともよくわかると思つておられますが、現在の日農にいたしましては、全國百何十

にいつて、ある程度これが同じようなものであれば、両方から新聞を出しておるといふような場合には、うまく話合をつけて、新聞は一つにして両方へ配つて読ませるといふようなことも考へられるわけだと思ふ。もちろんこれは商賣でやつてみんなが競争してもうけなければならぬというわけの組織ではございせんから、そういう点の割合は比較的つくと思ふ。そういう場合用紙節約、しかも節約した上に一般によく行きたらせるといふような百パーセント活用するためには、そういうもの一般出版部会、あるいは日刊新聞の部会とは切離して、一つの部会をこしらえて、審議された方がむしろ重複を避けて円満にいくようになると思ふが、野溝さんは農民組合には長年おられたのですから、私が言わなくともよく御存じだと思ふ。そこで私はそういうことを御判断になつて、あまり官僚の言ふことを聞いてうんうんと言わないで、下からの声を聞いて大いにやるといふ御決心はございせんか。

○野溝國務大臣 御指摘の点は重々私も考へておるのでございまして、特に新たな部会を設ける場合におきましては、ただいま御指摘になりました民主的団体である労働界、あるいは農民運動界、あるいは機関紙団体等から委員を選考するように考へておりますし、部会を設けることはまだわれわれ結論を得ておりませんが、これは各方面とのいろいろの関係もありますので、まず第一階段としてはただいま御指摘になりました通りの労働界、農民運動界、あるいは機関紙部会等々から部員を出すことにしたいと思つて

おります。○木村(榮)委員 今私のお伺ひしたのは、第七條の中へ新聞部会、出版部会のはかに機関紙部会と申しましようか、名前は適当にお考へ願へばいいんですが、そういう部会を設けるといふことを一項目加へれば、今非常に問題のある營業面と切り離して審議する性質のものだから、それを入れてもらへばこの法案が生き延びる。そこでそういうことを入れてもらうわけにはいかぬかということであつて、野溝さんの御意見では当該委員会から選出された五人には入らぬから、学識経験の中へ何かそういうものを加えてやるという御意見のようであります。そのうでなくして新たに部会一つ設けたらどうかという私の意見です。

○野溝國務大臣 大体さうな御趣意だと思ふので、さうな御趣意に副つてお答えをしたのでございまして、本案からみると、機関紙部会を新たに加へてもおられませんし、御指摘の通り機関紙部会といひましても、用紙の割当も非常に少いのでありまして、私は部会を設けることも一つの方法であります。要はさうした民主的団体に用紙の割当を多くするように委員会に提出して、委員もそれに協力する体制をとる方がよいのではないかと考へております。しかしただいまのようなお示しもありますので、これはいづれ審議ができませんならば、審議会の方と十分検討したいと思ふ。御承知のごとく、本法案は今までの立法と違ひまして、一年に一回國會の審議を経ることになつておりますので、もし本法案が御審議の結果御決定になつた場合にございまして、その運営よろしきを

ない場合におきましては、毎國會において論議することができるとになつておりますから、その点は木村委員も御了解ができるのではないかと考へております。○木村(榮)委員 それでは今度はさういふ必要がなくて、將來必要があれば置く、こゝういふわけですか。その御答弁は非常におかしなことであつて、審議会そのものを今からこしらへるといふならば、これはあなたの御趣意の通り、また適当なものを入れるということにもなると思ふますが、早速は今まであつた委員会はそのまま横すべりするわけですから、全然こゝ一箇年や半年間は効果はないように考へますか、どうでございせんか。

○野溝國務大臣 委員会においてはすでに期限は來てゐる人もありますので、従来の委員会の規定が全部今後そのまま踏襲されるという事情にはなつておりません。特に法案がこゝで御決定になりますならば、法案の趣旨に副つて審議会の規則をつくらなければならぬことになつておりますので、従來とは少しく趣きを異にしておりますので、御心配の点は漸次清算されていくのではないかと考へます。

なほその点について、依然として前記のままである、あるいは了承できない点があるといふことでありませぬ。臨時國會においても十分検討はできると考へます。毎國會において検討はできることになつておりますから、この点はほかの立法とは全然違ひ、民主的の内容を含んでゐると思ふ。○木村(榮)委員 第十條の問題についてちよつとお尋ねしたいと思ふのですが、「新聞出版用紙の割当は、適正公

平を旨としなければならぬ。」まことにごもつともなごだと思ふ。それで第二項を見ますと「新聞出版用紙の割当に關する方針は、日本の道徳的及び文化的水準を高め、且つ、民主的社會の建設に貢獻するようにこれを定めなければならない。」となつておりますが、この「日本の道徳的」といふのは大体どういふ意味ですか。

○野溝國務大臣 日本といふことですか。どうも日本といふことは日本といふより仕方がないのですが、ちよつと内容がわかりませんが、もう一度よく言つて下さい。

○木村(榮)委員 これはほかのものには何も書いてないが、この法案を見ますと、日本の文化、日本の道徳といふたようなものが書いてあるが、さういふものが特定にあるのですか。外國の方のものなどは書いてならぬといふことは書いてございせんか、さういふふうな危険性もある。「且つ、民主的社會の建設に貢獻するようにこれを定めなければならない。」といふことになると、民主的でないものはやめなければならぬといふことになる。さういふことになるとどういふことになるのですか。

○野溝國務大臣 これは木村君の良心において判断願ひたいと思ふますが、「用紙割当に關する方針は、日本の道徳的及び文化的水準を高め、」といふことは、これはやはり國際的に乗り運れないようにしなければならぬといふ意味であると思ふから、その点は御理解ができてと思ふ。○木村(榮)委員 よろしゅうございまして、さういふことは御審議に關してはさかのぼつて聴きますが、政府側の答弁ではまだ明瞭にならないのですが、今度出版部会は審議会に委員を入れますが、それは大体どの程度のものを出

て、どうも非民主的な社會の建設に貢獻するといふことを規定することがおかしいので、かえつて封建性を打倒する意味においてかようなことを規定するのが妥當性をもつてゐるのではないかと御解釈を願ひたいと思ふ。○木村(榮)委員 この第十條は大体非常に結構なことだと思ふのでありますが、むしろ第二條の方へさういふことがはいつて、だん／＼第三條以下の各項にあるようなことではいられるのがある。さういふことであつて、特に第十條にさういふことを書かなければならぬ、またお書きになつた理由は、政府側において根據があるのでしょうか。

○野溝國務大臣 木村委員の言われるように、強いて御指摘になるならば、さういふ考へ方もいいと思ふのでございまして、さういふことを特に文化的な立法であるから規定しておくといふような各方面からのいろいろの御意見もありましたので、別に毒にもならぬように思ふのでございまして、これはさういふことには根據がなかつたわけではありませぬ。

○木村(榮)委員 さういたしますと、十條は毒にもならぬ薬にもならぬものだけども、ついでに書いておくれといふわけですか。

○野溝國務大臣 それは御自由でございまして。

○木村(榮)委員 よろしゅうございまして、さういふことは御審議に關してはさかのぼつて聴きますが、政府側の答弁ではまだ明瞭にならないのですが、今度出版部会は審議会に委員を入れますが、それは大体どの程度のものを出

版部会に入れるか、これは相当廣範圍にわたると思うのですが、今は何か届出をしておらなければならぬというよきな規則はないのでしょうか、大体どの程度のものをもつて出版部会に入れるのでしょうか、街に出ておる雑誌は全部出版部会にはいつておるのでしょうか。あるいは何か機関があつて登録するとか、申込みするとか、あるいはそれとも任意にやつておるのか、どうしようにやつておりますか。

○成田政府委員 御質問の趣旨は、どういふ種類の人が出版者として用紙割当の申請ができるかということだと思ひますが、これは何ら制限はございませんで、大出版社でも、あるいは機一つと電話一本の出版社でも、あるいは店を全然もつていない人でもできるわけでありませう。

○木村(榮)委員 そういたしましたすと、私は出版屋だと言つて、とにかく申込みさへすれば実績も何もなくてもいいというわけですか。

○成田政府委員 出版物に対する用紙の割当では、御承知かと思ひますが申請書に出版物のゲラ刷りをつけて出さなければならぬ。でありますから、十つの本を書きまして、これを出したというときには、すでにできた原稿ばかりではない、その下刷りができた段階において初めてそれを添えて出すのでありますから、それを受付ける方でも、これは相当計画が進行しておる、確かな事業であるということを見つて、その内容を審査して紙を割当てるわけでありませう。

○木村(榮)委員 その点は私も少々やつておりますからわかりますが、これもつてこの出版部会の会員になつた

者は——この会は全然はいれないといふことではないのであります、一番最初にはいる者は、紙は今の建前ではなかならなつておる。そこで新たに建前はゲラ刷りをこしらへるまでの段階においては、大体どういふ方法で紙を最初に手に入れるか、むろん現実はやみ紙か何かを買つてやつておるだらうと思ひますが、そこに非常に不合理なところがあるので、たとえば一定の読者の名簿を出すとか、あるいはこれだけの申込みがあつて、こういうことであるという具体的な方法で集めれば結構だと思ひますが、ただゲラ刷りをこしらへて出すというのでは、非常にその点が不明確だと思ひます。そこで今よく街に人を囁くする新聞とか、そういうものが割に出されて、大なり小なり割当てをもつておるが、最初に固定読者名簿とか、これだけの申込みがあるというような者が現にあつてやるのか、全然そういうものではなくゲラ刷りさえ出せばいいというのでしようか。

○成田政府委員 最後に言われました通りです。読者名簿も何も必要でないのであります。予約の名簿も必要なくゲラ刷りだけ出せばいいのであります。ゲラ刷りの紙はどこから持つてくるかというお尋ねであります、印刷屋にば印刷用紙の配給がありますから、印刷所ではゲラ刷りくらのことはできるわけでありませう。

○中曾根委員長代理 ちよつと木村君に御相談いたしますが、あと富田さん、戸叶さん等の質問があるようですが、簡単な質問のようですから先に許してよろしゅうございませうか。

○木村(榮)委員 よろしゅうございませう。

○富田委員 新聞出版用紙割当事務廳の設置の問題であります、これは私も決算委員会といたしまして、さきに總理府の設置法案なるものが御提案になつておつたのであります。そうして國家行政機構の全体的な総合的な立場からこれを検討いたしました、總理府の設置法の中において今日御提出になりました新聞出版用紙割当事務廳がどういふ地位を占めるか、またどういふ役割をすべきものであるか、ということも考えまして、事務の分配等においてもきわめて民主的な、そうして能率的なものでありたいというのが私どものねらいであります。しかるにそれを今急遽これだけを引抜いてお出しになつた理由を第一にお伺いしておきたいと思ひます。

○野澤國務大臣 御指摘になつた点は、提案の理由書の中にも簡単に申し述べておいたのでございませうが、何せ用紙の必要性ということにつきましては、今さら私が申し上げるまでもなく、各新聞紙、あるいは各雑誌等の要請が非常に多いのでございませう。特に多いばかりでなく非常に増配を要求しておるような新聞紙、雑誌社もあるという次第でございまして、それに対応する措置をいたしまして、今日までは何ら立法的な根拠がなかつたので、その立法的根拠がないために委員会と事務局にそれ／＼折衝に參られておるの

○成田政府委員 今御説明によりまして、新聞出版用紙割当につきましては、今までありました委員会あるいは事務局の制度に対して、より以上これを法的に根拠を與えて、政府は責任をもつて用紙割当をやつていこうという趣旨はよくわかりますが、一体私たちは新しい憲法によつていゆる言論出版の自由を與えられたのであります。しかし言論出版の自由といふのは、先ほど木村委員からもいろいろお話がございまして、私もこの用紙の割当、いわゆる紙を通しての思想統制を行われるわけでありまして、非常に紙といふものが單なる物としての價值ばかりでなく文化的な價值をもちます。たとへば先刻の第十條第二項に対する大臣の答弁のごときは不謹慎極まるものと申します、私をして言わしむるならば淺薄極まる御答弁であると言わざるを得ない。なぜならばこの法案をお出しになつた以上はお読みになつておられると思ひますが、第二條においてどういふことをいつておるか、第三條に事務廳の所掌事務の範圍を規定

の上を基いて用紙の割当の事情を申請者あるいは増配の要求者等に対して具体的に内容をお示しいたしました了解を得ることにしていくことが必要じゃないかという点が一つ。

いま一つは、法的根拠をもつて割当用紙の生産に各方面の援助を願う、いわゆる關係各方面の協力を願うということにしなければ、今日の用紙の増配あるいは要求者に対する満足を充てていくことはできない、かように考えまして、ここに早急に追られております關係からこの法案を提出した次第でございませう。

し、さらにこの割当方針及び基準をだれがやるかということも前もつてはつきりうたわれております。すなわち第六條において「事務長官は、左に掲げる事項については必ず審議会の議に附し、その議決に従つて、これを決定しなければならぬ」とその第十はあげられ

ましたものが「新聞出版用紙の割当に關する方針、基準及び手続」であります。これが第一の任務であります。しかもその第一の任務があらんや第十條に至つては答へができております。ちよつと小学校の生徒の算術の自習書のように初めに問題を出しておいて、あとに答へができております。回答づき虎の巻といふような法案がこの法案であります。のみならずここに掲げられたことはとりつばなことであり、そうしてこれは「日本の道徳的及び文化的水準」とある。これには非常に深い意味がある。これをそう簡単に毒にも薬にもならぬと答へるに至つては、ともに文化を語るに足りないものと言わざるを得ない。これは日本という字をつけたら意味はあろう。しかし日本といふ字をとつたにしても、さらに第三項をごらんになればわかります。「文化的價值、社会的有用性及び読者の需要度」といふものの眼目を明らかにしてもらいたい。この文化的價值といふものの判断をたれがするかと、ここに用紙割当の基本がある。これを商品的にお取扱いになつて、そうしていわゆる物の配給というふうな面からのみお考えになりますならば、私はこの法案を提案した人の頭脳を疑わざるを得ない。全面的にこれを否定せざるを得ない立場になつておるのであります。これはいよいよ一國の國務大臣

として—この部屋にはたゞい願は
少いが、われ／＼の先達は一たび政治
に志しましたならば、その一面にお
ては大きな悩みがあり、その悩みを克
服して日本の道徳的水準を高める、日
本の文化水準を高める、そのためにこ
を彼らは血を流し涙を流した。そうし
てこの議政壇上に立つに至つたのであ
る。それを毒にも薬にもならぬとい
うお言葉をもつての御答弁なら
ば、この十條はまつたの死文であり
ます。私はこの点において、いさし確
固たる御信念をもつて野溝國務大臣は
御答弁あらんことを望むのでありま
す。

○野溝國務大臣 富田委員の御指摘
は、私の答弁であつたならば速記をこ
らん願ひたい。私は木村委員からる
お話がありましたので、法文のつづり
の上においては、／＼考えられる点
もある。しかし別に私は毒になること
はないといふ答弁はしておりまし
た。薬にならぬといふ答弁はしてお
りません。さう御了承願ひます。であ
りますから、さうな点が速記に明ら
かになつておつたならば、あなたの御
了承はできると思ひます。

○富田委員 言葉の上で揚揚足をとつ
ても何ですが、薬にもならぬとおつし
やらなかつたことははつきり知つてお
ります。それは私が毒にもならぬとい
う言葉がありましたから、対句として
薬にもならぬといふことを言つたので
ありまして、さういふことを今あなた
と論議しようとするものではないと思
ひます。もつと傑いところに根本的に尋
ねた理由があります。しかしさらに
その問題を今ここであなたと討論しま
しても、私も本会議に行かなければな

りませぬし、時間がありませんから、
いま一つお聞き申上げておきたい。
それは今までの制度において欠陥が
あり、法的根拠がなかつたために、こ
こに政府が法的根拠を興えると云われ
るが、実は紙の問題についてはいろいろ
らな欠陥があつた。將來はあるいはこ
うしたものが起るかも知れませんが、
從來においてこの紙の割当配給にあ
つて、今表面化されてはおりません
が、官廳に職をもつておる人で疑獄を
起しておる人があるように風聞してお
ります。お心あたりはありますか。

○野溝國務大臣 ちよつと私承知して
おりません。
○富田委員 この紙の配給割当をめぐ
りまして非常に大きな一つの疑獄が起
らんとおるといふ風聞がある。こ
れはやはり紙の不足から起つた問題で
あります。今ここで急いで
いふ官廳をつくるというのがあるいは
こつた社会的な疑獄を起したくない
い、どこまでも法的な根拠を興えて、
さうしてこれを修正していこうとする
ねらいからスタートされたように思つ
ておつたのでありますが、さうと違ひ
ますか。

○野溝國務大臣 富田委員の御指摘に
なりました具体的な問題はあります。
しかし官廳が今具体的に疑獄事件を起
したといふ事実については、私まだ承
承しておらないといふことを答弁申し
上げたのでございます。しかし本法案
設定の提案の理由といたしまして内容
的に分析いたしますならば、たゞいま
御指摘になりました通りの弊害が各方
面にあるのでございます。これを矯正
したい、かような考え方もこの中に十

分織りこまれて本法案を提出したこと
を御了承願ひたいと思ひます。
○富田委員 今度この法案がかりに通
過したといはしまして、この審議会の
委員の選挙はいつごろ行われる予定で
ございませうか。
○成田政府委員 先ほど御説明申し上
げました通りに、経過規定によりまし
て現在の委員が大体において審議会の
委員になるのでございますが、根本的
におきましては新しく委員全部を選任
するといふことはありません。次の
委員の任期がまじりましたときに改選
が行われるのでありますが、それは本
年の末であります。毎年六月末と十二
月末に三分の一ずつ改選が行われるこ
とになつております。

○富田委員 現在委員になつておられ
る方が選挙されるにあたりまして、今
事務当局においては何か風聞をお聞き
になつたことはありますか。
○成田政府委員 適正に選挙が行われ
たと思つております。
○富田委員 この用紙割当の問題は、
ひとり需要者であるところの出版ある
いは新聞の關係者のみならず、これに
従事したしておられます印刷従業員組合
の方面の御意見を聞き取りになつた
ことはございませうか。

○野溝國務大臣 全部を聞いたとい
うわけではございませんが、部分的には意
見は聞いております。
○富田委員 近ごろ出てくる法案はこ
とごとく民主的のといふ言葉がありま
すが、今全部ではないが一部お聞きに
なつたさうであります。私はこうした
問題がとにかく今まで幾分の欠点をも
ちながらこつまでまいつております
が、これを革新してほんとうに民主的

なものにいたしましたためには、業者の
意見をお聞きになるのもいい。しかし
今十万の印刷職工のうち、ほんとうに
組織労働者として働いておられますの
約二万人、一口に二万人でありますけ
れども、この二万人の従業員こそ、約
九〇%の仕事をしておるわけでありま
す。私はこうした方面の人たちの意見
もやはり一應は徴すべきである。そう
してまた本國会におきましては文化委
員会が数箇月におたつて小委員会を開
いてこれを研究しておると私は聞いて
おります。さういふ意見も徴しまして
この土壇場へきてこれをまとめていく
といふことになし、私は國家將來の
ためにもほんとうの日本の文化水準を
高めていくために、これを慎重審議
していきたいと思ひます。その意味で
文化委員会との合同審議を願つたので
あります。政府当局としては文化委
員会の意向をお聞きになつたことはご
ざいませうか。

○野溝國務大臣 文化委員会の意見
は、会としては聞きませんが、個人的
に意見を聞いております。本日特に委
員外からの文化委員の質問なり御意見
があるといふことでもあります。経過は
さういふわけでありませうか。
○富田委員 私どもはかつて戦争当時
から長い間情報局による一つの思想統
制が、紙の配給によつて行われておつ
たことを記憶しております。さうい
ふ意味におきまして今ここで急遽さうい
う粗漏なものをつくり上げて、こ
れが日本の思想、日本の文化の発展に
万一妨げがあるようなことがあつては
ならないために、こうした苦言を呈す
るのであります。政府は一應撤回な

さつて、総理府設置法案をお出しにな
り、さうして印刷従業員組合の意向も
素直に汲み取つてやり、文化委員会の
意向も聞き、あるいはまたさらに政令
としてお出しになるではありませんかと
ころの新しい用紙割当審議会令、さう
いつたものも公聴会くらいは開いて多
分に民意を取入れてやるところに、ほ
んとうに民主的なことができるのでは
ないかと思ひます。近ごろたゞ民主的
といふこと、あるいは能率的といふよ
うな言葉が言葉として取りやられて
おるのであつて、現実の上はこの手段
がとられておらないことを遺憾に思
つております。私はこの意味において
いまだ一度政府が御反省なさつて、こ
用の紙割当の重大性に鑑み、これをこ
次の総理府設置法案をお出しになるこ
きにその中へ入れてお出しなることを
望んでおりますが、もう一度お考え
直しはできないものでありませうか。

○野溝國務大臣 富田委員に特にお答
え申し上げたいと思ひますが、今まで
のように法律にもしないでやみからや
みに葬つたような形ではないのか悪い
か。私はむしろその点を御理解願ひた
いと思つてございませう。現在最高
の民主機関としましては、私は國会が最
高の民主機関だと思つております。國
会が了解に苦しむ納得のできないよ
うなことでは、かつく重要な統制物資がそ
のままのほろすにされておつていいの
ではいけません。少い物資を統制し國民に
公平にこれを配給させようという建前
においては、あくまでも法的根拠をお
かなくては、私はその監督なり取締り
はできないと思ひます。かような意味
において本法案を出したのでありまし

○野溝國務大臣 富田委員に特にお答
え申し上げたいと思ひますが、今まで
のように法律にもしないでやみからや
みに葬つたような形ではないのか悪い
か。私はむしろその点を御理解願ひた
いと思つてございませう。現在最高
の民主機関としましては、私は國会が最
高の民主機関だと思つております。國
会が了解に苦しむ納得のできないよ
うなことでは、かつく重要な統制物資がそ
のままのほろすにされておつていいの
ではいけません。少い物資を統制し國民に
公平にこれを配給させようという建前
においては、あくまでも法的根拠をお
かなくては、私はその監督なり取締り
はできないと思ひます。かような意味
において本法案を出したのでありまし

○野溝國務大臣 富田委員に特にお答
え申し上げたいと思ひますが、今まで
のように法律にもしないでやみからや
みに葬つたような形ではないのか悪い
か。私はむしろその点を御理解願ひた
いと思つてございませう。現在最高
の民主機関としましては、私は國会が最
高の民主機関だと思つております。國
会が了解に苦しむ納得のできないよ
うなことでは、かつく重要な統制物資がそ
のままのほろすにされておつていいの
ではいけません。少い物資を統制し國民に
公平にこれを配給させようという建前
においては、あくまでも法的根拠をお
かなくては、私はその監督なり取締り
はできないと思ひます。かような意味
において本法案を出したのでありまし

て、御指摘になりました通り、総理廳に属する行政組織法の基本法が、もちろんそれが可決になつてそれから次にというのが一つの順序ではありましようが、しかし行政組織法が通らぬからこれはその後にはどうということ、私理論的根拠においても私は決して背反しておるといふふうにはとつておりません。現実の問題として早くこの立法を制定いたしまして、今までの委員も明瞭になり、かつ政府におきましても各方面からの意見を十分取入れまして、そして委員会と協力して過ちなきを期していきたい。かような意味にはかならないのでございますので、さような点を御了承願つておきたいと思ひます。

○富田委員 少い物資を公平に分配するために、責任をもつてやるために、これが必要であるといふことは初めからわかつております。しかし今あなたから逆に反問されたような意味で、私は責任を明らかにしないでやみからやみに葬るといふ意味で申し上げておるのではございません。やみからやみに葬つていいか悪いかといふことは——やみであるか明かであるか知りませんが、ちやんと用紙割当規程なるものが総理大臣の決裁で今まで行われておるといふことも、やみといへば一種のやみでありましよう。しかし私が申し上げておることは重大なことでありまして、ゆえに、國會においてもあまりにもこれを審議する時間が少い。それから文化委員会との連合審査も初めから開かれていない。最も大事な従業員の人々の公聴会も開く機会さえなかつたがゆえに、これが大事であればあるほど、慎重を期する意味で総理廳設置法案をお

出しになるときに、その中に入れてお出しになる御意思はないかということをお尋ねいたしておりますので、やみからやみにどうこうということをお尋ね申し上げておるのではないのであります。

○戸叶委員 今日たくさん地方新聞が出ておりますが、何人も政治的、経済的、文化的方面から見て優れた新聞であると認めるようなものはごくわずかではないかと思ひます。聞くところによりますと一縣に一つしか地方新聞が出ていないところが全國で十二縣ある。そういうふうに一縣に一つしか出ておりませんが、どうしても独善的になつて、ややもすると良心的な内容を扱わないような傾向になるのではないかとわれ／＼は心配いたします。これに対抗いたしまして良心的なよい新聞を出そうとして申請いたしましたも、それが許可されなかつたり、これまでは紙の不足の時代でありましたからしかたがなかつたといはしても、近ごろのように紙が少し潤沢になつてきて、さいわいにして一週間に一遍くらい四ページのものが許されるようになってきました。増ページよりもむしろ先に新しい良心的なよい新聞を優先的に、しかも一縣に一つしかなくようにに優先的に許可するように、事務局の方で特別なお計らいをいたしたいと思ひますが、そういう御意見があるかどうかお伺ひいたします。

○野澤國務大臣 たいだいま戸叶委員の御指摘になりました点は、全面各府縣から所管大臣の私のところに要請にまいつておるのでございます。われ／＼も最も大事な御意見でありますので、か

ような意見を委員会へ傳えておるのでございます。委員会においては各方面との関係もありまして、なか／＼了解ができないといふことで、御趣旨に副うことができなくて今日までできていないわけでございます。しかし最高民主的機關である國會におきまして、各議員の方々からかような意見が出るならば、その意見を委員会においても付度すると思ひます。また委員会において付度した意見は、関係各方面に強力に反映すると思ひますので、順次期待に副う途が開けるのではないかと、かように存じております。

○戸叶委員 もう一点お伺ひしたいと思ひますが、先ほど野澤國務大臣から、用紙割当委員会を通して用紙の割当をもつておこなうが、遺憾ながらやみ流しがあつたといふことを伺つたのであります。そうした事実を事務局ではよくお調べになつておられるかどうか。そしてまた、それに対してどんな処置をとられたかどうか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○成田政府委員 たいだいま御質問の、用紙の不正使用の事実があるかどうかは、事務局でも及ばずながら全力を盡して平素から調べておるのであります。不正事実の証拠が止りました場合には、ただちに割当の停止、あるいは削減というふうな処置をとつております。

○中曾根委員長代理 この際委員外の發言を許します。馬場秀夫君。
○馬場秀夫君 文化委員会の用紙割当小委員長といたしまして、委員外の發言を許していただきます。
この新聞出版用紙割当事務廳設置法の問題は、文化委員会といたしまして

は、さきにもありました用紙割当委員会を法制化するといふことが、限られた用紙を適正に配給する上において一番正しいものであるといふことで、第一回國會より審議を続けてまいつたのであります。従つて今回内閣から割当事務廳の法案が提出されて、それは文化委員会にかかると思つておりましたが、決算委員会でも審議されることになりまして、すでに審議を終る段階にはいつておるようでありまして、私文化委員会を代表して、決算委員会の長い間の熱意ある審議に敬意を表しまして、文化委員会といたしましては、第八條に修正案を入れて、この原案に賛成の意を表するものであります。但し文化委員会の割当小委員会といたしましては、この法案の内容はわれ／＼といたしまして別に異とするに足りないものであります。ただ問題は運営の問題でありまして、この内容をいかに合理的に活かすかといふことにかかつておるのであります。

それは第六條の問題であります。この第六條は第一号、第二号と二つありますが、第一号に重点をおかれまして、新聞出版用紙の割当に関する方針、基準及び手続とあつて、用紙が限定されて、それが割当制を行わなければならない場合には、この第一号が厳然と確立されなければ、正しい配給ができないと思つております。従つて第二号は実はつけたりの問題でありまして、削除してもいいと思つておりますが、あえて削除しなくてもこのままで結構ですが、第一号に重点をおいて、速やかにこの方針、基準及び手続の点を確立して天下に公表されんことを希望するものであります。

ります。

もう一つは、割当審議会の構成であります。私的に出版用紙割当審議会の構成について一言希望を申し述べたいのであります。御承知のごとくに、今日の割当制は昭和十四年の四月五日発令された國家總動員法によつてできました。昭和十八年二月十八日附の出版事業令に基いて、日本出版会及び日本文化協会という團體が構成されて、その團體によつて出版用紙というものが配給割当されて今日に來ておるのであります。従つてこの十一人の委員を見ますと、確かに表面は正しいように感ずるのであります。が、委員会の十一人の構成中、その半分を専門家の事業家から選ばれる、あとの五人をあるいは有識者からとる、こういうことになりまして、從來の経験から見ても、業者からの代表の五人をみただけでも、大體日本出版会の團體の中からかなり有力な地位を得た人が、この五人を操縦するような、過去の危険をわれ／＼は認めなければならぬのであります。従つてその人の構成をそのまま利用して委員会をつくつていきますと、いかに有能な人がこれに参加いたしましたとしても、いわゆる業者出身の出版専門家の言動、しかもその多数の人を制したる意見には、いかに有識な人といへども、これには何とも言えないような欠陥に陥りやすいのであります。この点に鑑みまして、この審議会の委員の選定にあたりましては、十分各方面の納得のいく人を選ばれるような方法に向つて重点をおかれるように要望いたします。

最後に第三條であります。この第三條の七号にわたる條項に向つては、

三

第一類第十八号 決算委員会議錄

第二十八号 昭和二十三年七月四日

460

満腔の敬意を表するものであります。ただこれまた過去に弊を打破して実行できるか否かに懸念をもつので、はたして現在の事務局の人たちが、現在の陣容をもつてこれだけの大役を國民のうなずくようなくあいできるかどうか、その点もいたずらに人数を殖やしたくはありませんが、その点の御確信があるかどうかを伺つておきたいと思つております。

○野澤國務大臣 第七條の規定については多く御希望のようでありましたので、答弁を省略したいと思つております。ただ御趣旨の点につきましては同感でありますので、さような点については第八條において十分検討していきたいと思つております。

それから第三條の七号の点であります。今回は行政整理との関係もありまして、一應数は殖やさない、機構は拡充しないということになつております。しかし御指摘になりました通り、これだけの仕事をやつていくのでありますから、場合によりましては、来るべき國會において十分御検討を願うことにいたしました、かように思つております。

○河合委員 すでに論議も過ぎたと思つたので、この際質疑を打ち切られたらと思つております。

【賛成者起立】

○中曾根委員長代理 河合君の動議を議題といたします。賛成者の起立を求めます。

○中曾根委員長代理 起立多数。よつて河合君の動議は成立いたしました。

○竹谷委員 この際修正の動議を提出いたします。本法案の第八條第二項の

但書といたしまして、「但しこの要求は各地位ごとに二回を超えてこれを行わない。」この但書が第一点であります。第二点は附則の第一項「この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。」こうありますのを、「この法律は公布の日からこれを施行する。」以上二点について修正の動議を提出いたします。

○中曾根委員長代理 ただいまより竹谷君の修正案を含めて討論に移ります。討論は通告順によつてこれを許します。富田委員。

○富田委員 私はこの新聞出版用紙割当事務廳の設置については、その重要性においては十分これを認めます。と同時にこの官廳ができることについても、やはり先刻申し上げた通り、國家行政組織をこの際根本的に整備をして、民主的な能率の上るような、りつばな官廳にしたい。いわゆる國民のための官廳としてスタートしてもらいたい。こういう考え方から總理府設置法と同じに、その中に含めて御提案を希望してやみません。その意味においてこれを切り離して、今日すぐ御提案になることには、にわかに賛成しがたい。こ

ういう意味で民主自由党はきょうこの案を通すことに反対の意を表明いたします。

○中曾根委員長代理 次に早川委員。○早川委員 本修正案に賛成の意を表する者であります。次の数点に關して條件というよりは、政府の確認を得たものとして賛成したいと思つております。

第一点は、田中委員からも質問があつた通り、終戦後のごときで非常に不公平な割当がきわめて多いわけであ

ります。この法案が通過し、新たに出発するにあつては主務大臣並びに事務當局委員会において根本的に新たな頭腦で問題を処理していただきたいということが第一点であります。

第二点は、先ほど戸叶委員からも質問がありました。地方別の独占的な、特に輪轉機があるとか、金力があるというふうな意味で一縣一紙というものが多々ありますが、こういう点は非常に悪いことでありまして、この点も速やかに改められて、公平な輿論というものを基礎にやつていただきたいということが第二点であります。

第三点は、ロンドン・タイムスにしても、アメリカのニューヨーク・タイムスにしても日本のように部数三百万という新聞はないのであります。戦時中その他の關係で政府の意向を全國民に知らすという便宜上から、非常に独占的な大新聞が非常に多いわけであり

ますが、これをあながち非難するわけではありせんけれども、でき得べくば新聞相互においても從來のやり方は官僚並びに委員會の一つの権限で、割当數量が独裁的に決定されておつたわけでありまして、これを改める方法と

いたしましては、でき得べくば、縣廳あたりか、あるいは地方事務所等、官廳を動かしてもいいのであります。が、戸口あたりに希望の新聞の輿論を全国的、総合的にやつていただきまして、その上で、たとえば朝日新聞がもつと欲しいとか、毎日新聞が欲しいとい

うような数字が出た場合に、その需要に照してやつていく、朝日は三百万、毎日三百万というふうな機械的な考えを捨てられまして、そういう面

本位によつて部数が増減して、いい面がひとつ取入れられて、官僚悪統制、政府權力による統制という点を是正していただきたい。これが第三点の希望條件であります。

以上諸点を附帶的な希望条件といたしまして、この修正案に賛成の意を表する次第であります。

○中曾根委員長代理 次に木村委員。○木村委員 大体この法律のねらつております目的と内容とに相當の問題があつて、この点では質問の際いろいろ意見を申し上げましたが、特に大事なことは、この法案を見ますと、た

だ單に營業者本位にこしらえてあるという点が非常に顯著だと思つて。先ほど私が問題にいたしました第七條の問題にしても、ほんとうに憲法に保障された日本國民の一般の自由という見地に立つならば、ただ單に營業者本位でなしに、紙がはなはだ少く全部が要求するほどはいかないというのは、やむを得ない社会的な現象でございます。が、これをほんとうに公平にやるという立場からは、いわゆる労働組合、農民組合などの機関紙、その他にもつと大きな権限を與えて、そうした方面か

らもこうしたものに発言権をもたせ、公平な割当を要求する権限を與うべきだと思つて。そういう点では野澤大臣もきわめて不完全だということを認められた。認められた以上は、これは改組されるのがあたりまえで、この機会におやりにならぬらしいが、これもやむを得ぬと思つて。そこで嚴密に言

うならば、少いものを公平にわけるといふことはしかならないことであつて、これは現在の食生活にしても、いろいろなるものにしても、ほんとうはわ

け合つておるわけなのです。これはやむを得ない状態、特に紙の方面においてもそうしてわけ合つては、公平に行くならば差支えないが、今の機構ではた営業者本位の紙の割当ということが主体になつておつて、決して國民の出版の自由を全面的に認めて、それを援助していくというふうなことはなされてない。そういうところがこの法律を見ますと、見受けられるわけ。一應言葉の上ではそういうことがないように書いてございまして、またそういうふうに見受けられるところもあるというふうな關係で、いろいろ欠陥がある。そこで私は全面的に反対ではありませんが、そうした点がきわめて不十分であるから、その点を修正されるならば賛成いたします。が、そういう修正なくして、ただこの原案のままですと、いふならば不賛成、こういう意見をもつておられます。

○中曾根委員長代理 これにて討論は終局いたしました。採決に移ります。まず竹谷君提出の修正案を議題といたします。竹谷君提出の修正案に御賛成の方の起立を求めます。

○中曾根委員長代理 起立多数。次に竹谷君提出の修正案を除く部分の原案に対して採決をいたします。賛成の方の御起立を願います。

【賛成者起立】

○中曾根委員長代理 起立多数。よつて修正案並びに修正を除く部分の原案は可決いたしました。

○中曾根委員長代理 起立多数。よつて修正案並びに修正を除く部分の原案は可決いたしました。

午後四時十九分散會

引揚同胞対策審議会設置法案
(河野金昇君外三十名提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
第二回國會において、議決された引揚同胞対策に關する決議に基いて、引揚促進、遺家族、留守家族の援護、帰還者の更生対策等に關する事項を調査審議するため、民官合同の審議会を設けようとするものである。

二、議案の可決理由
右の趣旨に基き本審議会を設置する必要を認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
決算委員長 松原 一彦
衆議院議長松岡駒吉殿

農業改良局設置法案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
農業技術の発達及びその成果の急速なる普及を図るため、關係農業試験場の試験研究につき連絡を緊密にし、且つ試験研究の成果を普及する事業を担当せしめるため、農業改良局を新たに設けようとするものである。

二、議案の可決理由
以上の趣旨に基き農業改良局を設置する必要を認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
決算委員長 松原 一彦
衆議院議長松岡駒吉殿

商工省官制の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
本法案は、鉄鋼増産の緊要性に鑑み、商工省に新しく鉄鋼局を設け、又賠償実施局を賠償実施部として總務局に置き、更に製品の品質向上のため、任意検査又は輸出品取締法等に基く検査を行う検査機関を同省に設置し得ることとしようとするものである。

二、議案の可決理由
右の趣旨に基く、商工省官制の一部を改正する必要を認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
決算委員長 松原 一彦
衆議院議長松岡駒吉殿

工業技術廳設置法案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
鉱工業技術水準の改善向上と資源の開發利用を急速に推進するため、商工省管下の試験研究機関並びに、工業標準化を担当する部局を統合して工業技術廳となさんとするものである。これによつて公私諸研究機関との協力を図り、その他試験、研究及び技術指導の實施を強力に遂行することを期している。

二、議案の可決理由
右の趣旨に基く工業技術廳設置の必要を認め、參議院送付の原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
決算委員長 松原 一彦
衆議院議長松岡駒吉殿

右報告する。

昭和二十三年七月四日

決算委員長 松原 一彦
衆議院議長松岡駒吉殿

新聞出版用紙割當事務廳設置法案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
従來用紙割當事務局については、官制があつたが、用紙割當委員會については、何ら法律命令等の根拠がなく、運営上障害が多いので、本法を制定して、用紙割當委員會に代つて、新たに用紙割當審議会を設け、割當業務の責任を明確にしようとするものである。

二、議案の修正議決理由
右の趣旨に基く本法制定の必要を認めるとともに、事務廳に対する審議会の自主性を強化するため、第八條第二項に但書を追加し、又本法の施行期日を公布の日とする如く、修正を加え、修正案並びに修正案を除く原案を可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
決算委員長 松原 一彦
衆議院議長松岡駒吉殿

新聞出版用紙割當事務廳設置法案を次の通り修正する。
第八條第二項末尾に次のように加える。

但し、この要求は、各地位毎に二回をこえてこれを行つてはならない。

附則第一項中「昭和二十三年七月一日」を「公布の日」に改める。

昭和二十三年十月二十八日印刷

昭和二十三年十月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局